

# させぼ 農業委員会だより

No.18 2016年1月発行 ●編集・発行元／佐世保市農業委員会 〒857-8585 佐世保市八幡町1番10号 TEL0956-24-1111  
佐世保市ホームページ：http://www.city.sasebo.lg.jp/



写真／農地パトロール（上柚木町）

## 主な内容

- ◎ 新年のごあいさつ ..... 2
- ◎ 平成27年度 建議 ..... 3
- ◎ 農業委員活動報告 ..... 4
- ◎ 農業者年金 ..... 5
- ◎ 農家紹介 ..... 6
- ◎ 農業委員会からのお知らせ ..... 8





### 新年の「あいさつ」

佐世保市農業委員会  
会長 迎 芳人



新春をお迎えのことと衷心よりお慶び申し上げます。

昨年、関東・東北地方において、記録的な豪雨による河川の氾濫などの災害が起こり、農業関連においても甚

大な被害がありました。本市におきましては、少雨や日照不足等はございましたが、比較的安定した気候でありましたことは幸いでした。

さて、現在、農業を取り巻く環境につきましても、農産物価格の低迷や農業資材の高止まり、担い手不足などの諸問題が山積している中、環太平洋連携協定(TPP)交渉が大筋合意されたことに伴い、協定発効後、輸入関税の撤廃等により低価格な農産物が市場に出回り、国内の生産農家の経営に打撃となる恐れがあり、今後の動向を注視し、意深く見守り適切に対応していかねばなりません。

このような中、平成28年4月に農業委員会等に関する法律の改正法が施行されます。

主な改正内容としましては、①農業委員の選出方法が市町村長の任命制に変更、②農地利用の最適化の推進を重点業務とすること、③農地利用最適化推進委員の新設、となっております。

経過措置によりまして、現農業委員の任期満了となります平成29年7月までは現行の体制ですが、今後も、農業委員会の主たる使命である、農地利用の最適化をより推進していくために、農地の担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の

促進などについて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

今年も私たち農業委員一同、本市農業が抱えている様々な問題に対し、精一杯、取り組んでまいれる所存でございますので、今後とも、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方にとりまして、今年が素晴らしい年でありますことを祈念して、新年の挨拶とさせていただきます。



### 年頭の「あいさつ」

佐世保市長  
朝長 則男



新年明けましておめでとうございませう。皆様におかれましては、輝かしい新年を家族お揃いで、お迎えになられたこととお慶び申し上げます。

農業委員会の皆様には、地域農業の振興はもとより、全国的に問題となっている耕作放棄地への取り組みや農地の現地調査、農地の利用集積、後継者問題などに多大にご尽力いただいております。厚くお礼を申し上げる次第であり

ます。

昨年を顧みますと、火山の噴火や大雨による洪水など、全国各地で自然災害による農作物等への甚大な被害が生じ、大変心が痛みました。本市では、佐世保市地域防災計画を策定し、災害の未然防止など、防災体制の確立を図っておりますが、日ごろから安全や防災について一人一人が強く意識しておくことが重要であると思っております。

さて、現在、国においては、人口減少克服と地域活性化に向けた「地方創生」に全力を挙げて取り組まれており、地方に対し、独自の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することに より、地方の自立につながるよう、自ら考え、取り組むことを求めています。本市でも、そうした国の動きにすかさ

りと呼応して、人口回帰を可能にする雇用づくり、産業基盤整備などを、行政だけでなく「産官学金労民福」の連携による「オール佐世保」で総合戦略を策定し、佐世保ならではの元氣創造を目指していくこととしております。

昨年から、西海国立公園(九十九島)をはじめとした、世界に誇る佐世保の宝を国内外に発信するなど、「市民第一主義」の取り組みを「見せる(分かるように示す)」、佐世保をあらゆる機会に様々な方法で「魅せる(アピールし魅了する)」ことを意識し、施策を展開しております。

さらに本市は、平成28年4月の中核市への移行を進めており、これを契機に行政サービスを充実させ、市民満足度の更なる向上を図り、市民が中心の

自立したまちづくりを目指しています。

市民が主役の元氣な佐世保を未来へ「つなぐ」ために「ひと・まち育むキラッ都佐世保」の実現に向けた取り組みを加速してまいります。

また、環太平洋連携協定(TPP)については、大筋合意に至り、今後、日本の農業に対する影響も懸念され、慎重な対策が求められるところです。本市といたしましては、農業者の皆様にとって可能な限りの対策を講じていきたいと考えておりますので、関係各位のなご一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、本年が皆様方にとりまして、実り多い一年になりますことを心から祈念申し上げます。年頭のご挨拶といたします。



# 平成27年度 市長への建議

農業委員会は平成27年9月25日、朝長市長に対し「佐世保市農林行政に関する建議書」を提出し、その実現を強く要請しました。  
今回建議した内容は次のとおりです。

## ① 農業委員会法の改正に伴う対応について

- (1) 農業委員の選出方法の見直しにより、農業委員の選任は市長に委ねられることを十分ご留意の上、地域の代表制を確保し、農業委員会の業務に支障が出ないよう慎重に選任していただくようお願いする。
- (2) 農地利用最適化推進委員の設置にかかる、選定委嘱から業務執行に至るまで十分な運用ができるよう必要な協力支援をお願いする。
- (3) 法改正に伴う新たな業務増等に適切に対応するためにも事務局の体制強化及び必要となる予算措置を含めた協力支援をお願いする。

## ② 有害鳥獣等被害防止対策の強化について

(1) 電気牧柵・箱罾等の設置にかかる経費助成の継続、設置基準の緩



## ③ 担い手対策について

(1) 強い経営力を持った農業経営体を育成するために、地域労働力不足を支援する地域雇用労力支援シス

## ④ 地元農産物の販路拡大等について

- (1) 地元農産物を広く周知し、市内及び国内外への販路拡大などの施策を講ずることは、本市の農業を担う強い経営体が育つ機会も広がり、地産地消においては、食文化の継承という教育的効果の観点からも、特に、学校給食における地元産の使用率向上に努めていた、いただきたい。
- そのほか、農業者の流通コスト削減のためにも地元での流通を高める対策をお願いする。
- (2) TPP交渉が妥結された場合、安価な農産物の流入により、価格下落等、農業への大きなダメージが心配されるため、その対応策の一つとして、例えば、温州みかんや長崎和牛等の輸出について進めていくなどの対策をお願いする。

和、また、設置後の適正な管理・運用の指導をお願いする。また、現在の猟友会を主体とした捕獲体制を更に補強するために、自己農地捕獲制度や捕獲隊の取り組みの強化、これらの制度を活用した地域ぐるみの捕獲体制の整備をお願いする。

テムの確立と、継続のための環境整備等をお願いする。  
(2) 後継者の育成が進まず、担い手が減少する地域が益々増加することも想定されるため、人・農地・プラ

ン等の話し合い活動を強化するとともに、担い手の育成に繋がるよう、青年就農給付金等関連する事業についても、国、県へ要件緩和等の働きかけをお願いする。

## 農業委員のご紹介

### 市議会推薦(市議会議員)



山口裕二

議会代表委員として、議会と委員会のパイプ役に努めます。

### 農業協同組合推薦



鴨川正二

耕作地の維持と地域農業の育成に努めます。

## 退任委員のご紹介

平成27年5月2日をもって、湊浩二郎様、平成27年6月25日をもって、松永哲夫様が退任されました。大変お疲れ様でした。

森田浩委員におかれましては、平成27年5月2日で退任されましたが、平成27年5月18日をもって再任されました。



# 農業委員活動報告

## 平成26年度 建議の回答

農業委員会は平成26年10月20日、朝長市長に対して「平成26年度佐世保市農林行政に関する建議書」を提出し、平成27年4月27日、その回答書を受理しました。

### 1 有害鳥獣対策の法規制の緩和と捕獲業務の体制強化

【建議】民間への捕獲報奨金の支払い、隣接自治体との連携及び狩猟免許保持者と非保持者が協力して地域の農業者を中心とした捕獲システムの確立等の新たな体制作り。捕獲用箱罠の地域への配布、講習受講のみで罠の設置許可を可能とするなど法の緩和策。

【回答要旨】捕獲報奨金は、現在、県・市で負担し、支給しています。支給対象は、市が捕獲を委託している猟友会としており、これは広く一般市民の被害防止のために行っている捕獲であることから報奨金を支給しているものです。一方、狩猟免許を持っている個人が許可を受け、自己農地やその周辺において、イノシシに限り、箱罠を用いて捕獲できる「自己農地捕獲制度」があります。この制度は、自己所有地内の農作物を有害鳥獣被害から防止し、収入の安定のために行うものであることから支給対象としていません。

いづれも、有害鳥獣による被害防止対策ですが、その目的により報奨金の支給の有無が生じています。自己農地捕獲については、今後、組織化が進み、地域をあげて捕獲に取り組むことも見込まれますので、捕

獲報奨金の支給についても検討してまいりたいと考えております。

次に、隣接自治体との連携ですが、県北地域3市2町で構成する「県北地域有害鳥獣被害防止対策協議会」や長崎・佐賀両県境に位置する市町で組織する「西九州地域有害鳥獣被害防止対策協議会」に加入し、情報交換等を開催し近隣市町と連携した取り組みを行っています。また、福岡・長崎・佐賀の3県では毎年9・10月を「捕獲強化月間」とし、捕獲対策強化に努めています。

次に、狩猟免許所持者と非所持者が協力して地域の農業者を中心とした捕獲システムの確立等新たな体制づくりについてです。有害鳥獣の捕獲は、原則として狩猟免許と捕獲の許可が必要ですが、免許所持者と非所持者が協力して捕獲を行うことができます。「捕獲隊」の制度があります。捕獲隊制度は免許所持者の指導・監督のもとで、安全講習会を受講した非所持者が捕獲活動の補助を行うことができるもので、罠の仕掛けや止めさしは非所持者だけではできませんが、罠の運搬や見回り、エサやりは可能です。市としましては、これらの制度を活用し、特に農業者を中心とした地域ぐるみでの捕獲体制の整備についても取り組んでいきたいと考えております。なお、アライグマに関しては特定外来生物法に基づき、安全講習会を受講した非所持者が捕獲に従事できる制度もあります。

次に、捕獲用箱罠の猟友会以外の配布ですが、個人の利益確保・被害防止が目的ですので箱罠の貸し出しは行っていない状況ですが、捕獲報奨金と同様、猟友会以外でも地域をあげて組織的に取り組むような場合には、箱罠の貸し出しについても検討してまいります。

講習受講のみで罠の設置を可能にする緩和策についてですが、有害鳥獣を含む野生

鳥獣の捕獲は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」等に基づき適正に実施する必要がありますが、原則として狩猟免許の所持、捕獲の許可の資格・要件を満たさなければ有害鳥獣の捕獲はできないものとなっております。ご要望にある講習受講のみでの罠の設置は、現行の法律では不可能ですので、まずは法令等の規定内で捕獲体制の強化・整備を図ってまいりたいと考えております。なお、イノシシの生息する市有林を含めた山林の管理についても、森林組合と連携しながら、適正な管理に努めます。

### 2 中山間地域における小規模の土地改良について

【建議】担い手への利用集積の後押しとなるよう、狭小地も基盤整備を実施。複数農家の共同施工だけでなく、未整備地区の農家と話し合い、小規模の土地改良の実施。

【回答要旨】本市におきましては、農業経営に大きな支障をきたしている農業従事者の高齢化や担い手不足等を補うため、複数の受益者が利用している農道、ため池、用水路といった農業用施設の新設及び改良等に対し補助金等で、必要な支援を行っております。

今回の狭小地での基盤整備につきましては、採択の要件はございますが、国庫補助の農業基盤整備促進事業やふるさと振興基金整備事業での実施が可能です。

しかしながら、これらの事業は、ほ場、道路等を一体的に整備するもので、単独施設の整備と比較して事業費が高額となることから、要望から事業実施までに一定の時間を要すると思われまます。市としましては、このような状況の中、耕作放棄地発生防止・解消対策につきましては、国・県・市の高率補助(95%)である耕作放棄地再生利用事

業により1人でも基盤整備が可能であることから、この事業を活用していただくことで、狭小地での基盤整備の促進につなげたいと考えております。

また、耕作放棄地発生を事前に防止する事業といたしましては、新たな取り組みである農地中間管理機構による農地の集積も進められておりますので、本市としましては、今後とも、可能な限り必要な支援を行っていきたくと考えております。

### 3 農地台帳の整備と地籍調査の推進

【建議】地籍調査加速していくための予算の確保、事業の積極的な推進。

【回答要旨】地籍調査は、平成24年度より約30年ぶりに事業再開いたしました。現在、宇久町を除く合併地域の5町及び宮地区の一部は完了しております。市全体としての進捗率は約36%です。

当該事業は、市の中心部から調査を実施しており、国の指導により全国的に進捗が遅れている市街地から着手しています。また、平成18年度に国が実施した都市再生街区基本調査で、市内の人口集中地区(DID)に基準点762点が設置されたことなどによるものです。

現在、市全体の調査未実施区域を227地区に区割りして調査を実施しております。平成27年度より推進体制を整え、まずは2年ごとに1地区着手していたものを毎年1地区ずつ着手し、次に毎年2地区ずつ着手、その次に3地区ずつ着手というように段階を踏まえ、100年の半分ぐらいを目標にして、推進していく予定です。

ご要望にありまます農村地域を含む郊外部等の地籍調査の推進につきましては、複数地区を調査する段階で検討してまいりたいと思っております。



# 農業者年金

～しっかり積立て、がっちりサポート 安心で豊かな老後を～

- ☆あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- ☆年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- ☆老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。



一人ひとりの農業者を応援する**農業者年金**に加入しましょう!!  
安心して入れるメリットの大きい年金です。

- 少子高齢化時代を先取りした積立方式の年金です。
- 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます。
- 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります。
- 終身年金です。仮に80歳前に亡くなられた場合でも80歳までの分は保証付きです。
- 認定農業者など一定の要件を満たす方には保険料の国庫補助があります。

保険料は全額  
社会保険料控除の対象に!!

①国民年金の第1号被保険者で  
②年間60日以上農業に従事する  
③60歳未満の方なら  
どなたでも加入できます。

若いうちはコツコツと、  
年をとってからも遅くない  
いつからでも始められる農業者年金です。  
女性の加入者が増えています。

お問い合わせは、農業委員会事務局、または地区農業委員へお気軽にお尋ねください。  
※農業者年金のことをもっと知りたい方は、農業者年金基金のホームページをご覧ください。  
【農業者年金基金ホームページ : <http://www.nounen.go.jp/>】

## 将来を見据えて

高花町 小川 博則さん

今回ご紹介するのは、柚木地区の小川博則さん(30才)です。

現在、博則さん、奥様の麻衣子さん、博則さんの両親の4人で農業を営んでおられます。

取材の日は、収穫後であったため、熟したものは見られませんでした。青々とした大玉のトマトが収穫を待っている状況でした。このトマトは、メロンの裏作として作っているとのことです。また、その合間に、米やアスパラガスの収穫をしなければならず、ご苦労は何ですかと尋ねたところ、「毎日が苦労です。」と話されましたが、これからも質の向上に努めていきたいと抱負を語られました。

農業者年金について



では、ご両親の勧めで加入されたということで、将来に向けた保障の一つとして、安心感をもって仕事ができると話されていました。仕事も一生懸命取り組み、将来のこともしっかり考えておられる農家でした。これからのますますのご活躍を期待します。  
(小川好美委員取材)



## 佐世保地区みかん部会のニューリーダーとして 江上地区

今回は、ハウステンボスの隣にある江上町で主にみかんを栽培されている古川公彦さん(42才)をご紹介します。

江上地区は、大規模な基盤整備された農地を有し、みかんや水稲の栽培が盛んな所です。古川さんのお宅は、祖父の代から三代続くみかん農家さんで、約4ha(内加温11a、内無加温27a)の規模でみかんを栽培し、自家消費米として15aの面積で水稲を生産されています。

経営主の公彦さん、奥様とお母さんの3人で農業を経営されており、3人の元気なお子さんたちに囲まれて、明るく幸せに暮らしておられます。

また、公彦さんは、農協の佐世保地区のかんきつ部会長として、奥様のみゆきさんは、若い農家のお嫁さんで構成されているトマトグループの中心的メンバーとして、お母さんの厚子さんは、JA江上地区の元の婦人部長を務めておられたそうで、皆さんが様々な分野で力を発揮されています。

これからは、農業の補助事業を有効に活用しながら、経営規模の拡大を図り、将来的には、年間を通じた雇用を行い、経営基盤を強

化させたいと抱負を語ってくださいました。

また、地域の課題である園地の点在を農地集積によって解消し、作業効率向上や営農コスト低減に積極的に取り組んでいきたいとニューリーダーとしての一面も見せていただきました。

公彦さんをはじめ、ご家族の皆さんが、今後ますます多方面で活躍されることをお祈りしています。

(久野利幸委員取材)



## 地域を引っ張る青年農業者

### 中里地区

中里地区の上本山町で施設園芸を中心に経営されている認定農業者の坂井義輝さん(59才)をご紹介します。

義輝さんは、大学卒業後農業を営み、現在は奥様の幸子さん、弟さんの弦海さんと友人の4人で水稲45a・ゴーヤ20a・花卉20aまた、ミニトマト・スナップエンドウ・インゲンなどの20aと多岐にわたり経営をされています。

花卉については、ハウス内でスターチス・カスミ草・金魚草といろいろな種類の花を植えておられますが、利益率が良いもの、悪いものもあるため、いろんな研究をしながら直売所、スーパーなどに卸しているそうです。

特に花卉に手をかけて育てているのが、奥様の幸子さんですが、ある時のこと肥料を散布したときに誤って除草剤が残ったままの散布機を使ったため一部の苗が枯れた苦い経験があるそうです。しかし、その出来事を義輝さんと二人して笑い話にできるほど大変仲の良い笑顔がステキな夫婦でした。それから、義輝さんの話によると、この地域のゴーヤは人気があり、ゴーヤ特有の苦みが抑えられお年寄りにも好んで食されるなど



食べやすく美味しいため、JAのゴーヤ部会を通じて東京、大阪方面などへの出荷量も増えているそうです。

地域では、消防団の団長、八幡神社の総代などを務められており若手のリーダーとして活躍されています。

今後も、ご夫婦で花卉、野菜等の栽培の研究を怠らず、なお一層頑張っていくと話されていました。

(永田富士夫委員取材)



## イチゴ部会の研究者

## 小佐々地区

今回は、小佐々でイチゴ栽培をされている松田眞さん(58才)のご紹介です。

松田さんは昭和63年に脱サラし現在のイチゴ栽培に挑戦したそうです。当初は、イチゴ栽培などノウハウもなく大変ご苦労されたそうですが、独学と熱心な研究、そして諸先輩方からのアドバイスを受け大変な努力をして今に至ります。

農業士の松田さんは、国の補助事業などを活用し25aのベンチ式栽培による栽培を営んでいます。小佐々町の谷間にあるハウスの立地条件は決して良い方ではなく、特に冬場は日照不足で様々な手段を使いながらも苦労は絶えないそうです。

松田さんは、数年前までイチゴ部会の会長をも務めた経験があり、その時は、とよのか・さちのか(品種)が中心で収穫が減少し苦慮していたそうですが、4年ほど前からゆめのかに品種改良を図り、新しい技術を取り入れながら努力した結果イチゴの大きさと形も良く重さもより収量が増え少しずつ経営も安定するようになったといっています。

そして、後継者の良太さんは、プロ野球独立リーグの出身者で、持ち前の体力と根性を備えており、頑張り屋です。父親とは経営分離



し、研修生と共に朝早くから頑張っておられます。お父さんの眞さんとしては何かと心配もあるようですが頼もしい存在ではないかと羨ましくさえ思いました。

良太さんは、地域に後継者が残っているの、きつい・汚いイメージを一掃しながら収入増を図りイチゴ部会の盛り上がりが必要だと語られていました。

最後に、地域のリーダー的存在の眞さんはイチゴ栽培の将来が更に発展していくことを願ってやまない、イチゴの苗を手入れしながら熱く語られていました。

(西山寛子委員取材)

### ◆平成26年 農地の賃借料情報

平成26年1月から12月までに締結(公告)された賃借における賃借料(10aあたり)は、以下のとおりとなっています。

農地の賃借料を決める際の参考として、ご利用ください。

#### 田(水稻)

地域名		平均額(データ数)
旧佐世保市	基盤整備地	11,800円 (82)
	未整備地	9,200円 (67)
吉井・世知原 小佐々・ 江迎・鹿町	基盤整備地	8,900円 (72)
	未整備地	8,500円 (67)
宇久	全域	1,600円 (6)
(参考) 佐世保市平均		9,500円 (294)

#### 畑(飼料作物)

地域名		平均額(データ数)
宇久以外	全域	4,700円 (28)
宇久	全域	2,100円 (84)
(参考) 佐世保市平均		2,800円 (112)

#### 畑(その他)

利用目的		平均額(データ数)
普通畑	市全域	7,300円 (28)
樹園地		10,000円 (95)
ハウス		46,400円 (33)

## 魅力的な農業経営は家族内の話し合いから

### 家族経営協定を結びませんか？

魅力的な家族農業経営を築くには、農業に携わる家族全員が意欲とやりがいをもって経営に参画し、その能力を発揮することが重要です。農業環境が複雑化している中で、家族一人一人が農業経営の状況を把握し、将来の経営目標やその実現の為に具体的な取組内容などを共有化することは、経営の発展や将来展望を切りひらく上でとても大切です。

家族経営協定は、経営方針や営農計画、役割分担、収益の分配、働きやすい就業条件、将来の経営移譲などを家族間で十分に話し合い、取り決めるものです。女性農業者や後継者の主体的な経営への参画や家計と経営の分離を促し、家族みんなでつくる共同経営（パートナーシップ経営）を確立する大変有効な手段です。

それぞれ農業経営の状況などに応じて家族間のルールづくりを行い、①個人の意欲的な経営参画など経営内の「個」の確立、②経営方針の明確化など経営の近代化、③経営の永続性の確保という3つの要素を備えた家族農業経営を実現しましょう。

また、家族経営協定の推進は、認定農業者の確保・育成という担い手づくり、農業の持続的な発展や農村における男女共同参画社会の形成にも大きな役割を果たします。

### 家族経営協定が目指すもの

#### 1 経営内の「個」の確立

- 個人の立場の尊重
- 世帯員個々の意欲と責任ある経営参画

#### 2 経営の近代化

- 家計と経営の分離
- 役割の明確化
- 生産・販売にかかわる経営方針の明確化

#### 3 経営の永続性の確保

- 農業後継者の地位の安定
- 経営資産の細分化防止



# 農地に関する手続きについて

## 農地転用について

農地転用とは、「農地を農地以外にすること」であり、住宅、資材置場、駐車場、道路などの用地にすることです。

農地転用する場合は、事前に、長崎県知事又は、農林水産大臣の許可を受ける必要があります。市街化区域の場合は、農業委員会への届出が必要ですが、自己の農地に、耕作道路を整備するなど、許可が不要な場合もありますが、農業委員会への届出が必要です。

転用許可を受けずに農地を転用した場合には、農地法に違反することとなり、原状に回復した後でなければ、原則、許可を受けることができません。

また、権利取得ができなかったり、無断転用者に対し長崎県知事よりその必要限度において工事等の中止または相当の期間を定めて原状回復その他違反行為の是正のため必要な措置を命じられたりするほか、罰則が適用されます。

## 農地改良について

農地改良とは、農業経営の合理化と農地の有効利用を図る目的で、農業者自らが行う耕地改良、田畑転換畑地嵩上げ改良工事のことです。

農地を改良する場合は、事前に農業委員会への届出が必要です。具体的な基準としては、盛土や切土を行う施工面積が3平方メートル未満で、かつ、盛土、切土の高さが2メートル以内である必要があります。

また、農地改良届の受理後、原則6ヶ月以内に工事を完了させ、1年以内に作付を行わなければなりません。工事完了時には、機械利用の利便性の向上、一団地あたりの面積が従前より広くなる等、施工前より生産性が向上するなど、優良な農地となるものでなければなりません。また、作物の作付をもって農地改良の完成となります。

単に農地を埋め立てる場合などは、農地改良には該当せず、農地法違反となる場合がありますので、ご注意ください。

## 農地の相続について

農地を相続した場合、農業委員会への届出が必要です。

平成21年12月15日以降に佐世保市の農地を相続された方が対象となります。

## 農地の権利設定・権利の移転について

農地の貸借や売買は、その農地が

相応しい農業者に耕作されるようにするために、農地法により規制がかけられております。農地の売買をしても、農地法の許可を得なければ、所有権移転の登記をすることができません。また、法的な貸借契約の継続を行わず、貸し手側及び借り手側のお互いの承諾だけで農地の貸借をしていることを「ヤミ小作」といいます。これは農地法違反であり、契約そのものに法的な効力が生じていません。法律の保護が受けられず、借り手にとっては、農業を営む上で不安定な状態になります。しかし、ヤミ小作が違法状態とはいえ、長期間に亘りその関係が継続されれば本来、当然の権利・義務として相手方に主張できることができなくなる可能性があります。

## 貸し借り利用権設定

利用権設定は、貸し手・借り手とで、一定期間貸借権等の権利を設定し、農地の有効利用を促進する制度です。

### ◆対象となる農地

市街化区域外の農地

### ◆メリット

①定期の貸借であり、その期間は(3年～50年)で設定できます。

期間が満了すれば、貸借は自動的に終了し、確実に返還されます。また、離作料を払う必要もありません。

②農地の取得下限面積の適用がありません。

③農地法の許可は要らず、手続きが簡便です。

④借り手にとって、貸借期間中は安心して耕作ができます。また、利用権の再設定として継続して借りることもできます。

※詳しくは、地区の農業委員、農業委員会事務局へお気軽にお尋ねください。

農地の権利設定等については、必ず法的な手続き(利用権設定や農地法第3条許可)をお願いいたします。

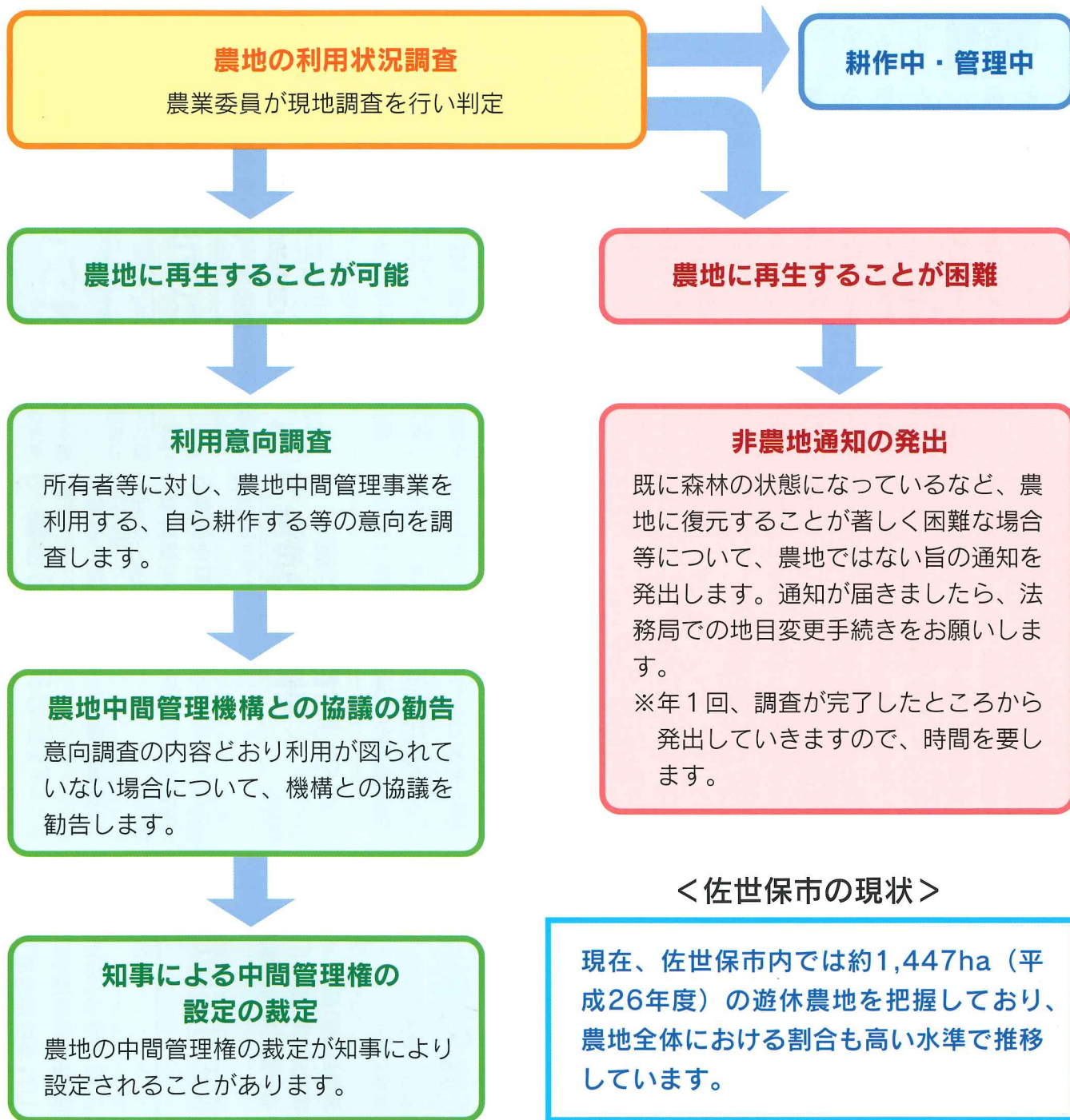


# ～遊休農地の解消対策について～

農地は食糧生産の基盤であることから、農地法により、農地の所有者は農地を適正に利用する責務があります。

農業委員会では、年1回、農地の利用状況調査を実施しております。調査の結果、遊休農地と判断された農地については、下記の流れで解消に向けた取り組みを行っていくことになります。

## 【遊休農地解消対策の流れ】



### <佐世保市の現状>

現在、佐世保市内では約1,447ha（平成26年度）の遊休農地を把握しており、農地全体における割合も高い水準で推移しています。

今後とも遊休農地の解消に向けてご協力お願いします。



# 平成28年4月から 農業委員会制度が変わります

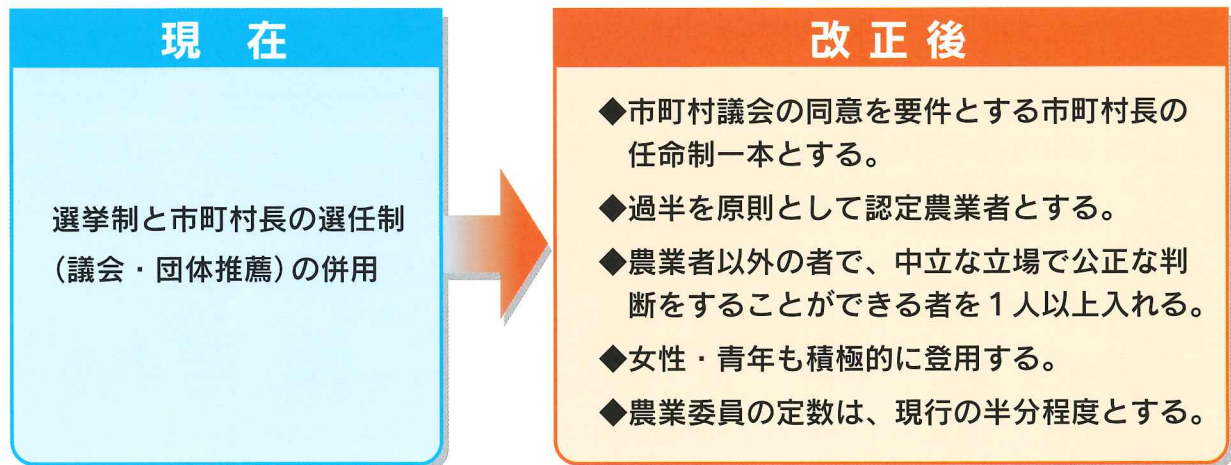
農業委員会が、その主たる使命である、農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）をよりよく果たせるようにするため以下のとおり農業委員会法が改正され、農業委員会制度が変わります。

## ① 業務の重点化

農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進業務が、これまでの任意業務から**必須業務**へと位置付けられました。

## ② 農業委員の選出方法の変更

地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に就任するようにするために



## ③ 農地利用最適化推進委員の新設

現在の農業委員会の機能が、委員会としての決定行為、各委員の地域での活動の2つに分けられることを踏まえ、それぞれが的確に機能するようにするために、農業委員とは別に、**農地利用最適化推進委員**を設置。

### 【具体的業務】

- 人・農地プランなど、地域の農業者等の話し合いを推進
- 農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積集約化を推進
- 耕作放棄地の発生防止と解消を推進
- 農地中間管理機構と密接に連携

※佐世保市においては、新しい制度体制に移行するのは平成29年7月からです。それまでの間は、現在の体制が継続することになります。



◆主な補助金等 詳しくは農業委員会までお尋ねください。

<耕作放棄地再生利用活動事業(国)>

<p>【実施地域】 農業委員会の調査で耕作放棄地となっている農地で、原則、農用地区域内の農地                  【交付対象者】 耕作放棄地を復旧し、賃借等により5年以上耕作する農業者等                  【交付要件】 復旧作業経費が10万円/10<sup>㌶</sup>以上かかること                  ※事後申請はできません。着工の2カ月以上前までにご相談ください。</p>		<p>〔初年度のみ交付〕</p>
基本	<p>定額5万円/10<sup>㌶</sup>                  事業費の1/2以内                  (重機等を用いて経費が高額となる場合)</p>	<p>加算                  土壌改良2.5万円/10<sup>㌶</sup>                  (2年目にも必要となる場合の2年目のみ)                  営農定着2.5万円/10<sup>㌶</sup>                  (水稲、戸別所得補償制度の対象作物は除く)</p>

<耕作放棄地有効利用活動事業(県)>

<p>【実施地域】 農業委員会の調査で耕作放棄地となっている農地で、国事業に該当しない農地                  【交付対象者】 耕作放棄地を復旧し、賃借等により5年以上耕作する農業者等</p>		<p>〔初年度のみ交付〕</p>
基本	<p>定額3万円/10<sup>㌶</sup></p>	<p>加算                  重機加算1万円/10<sup>㌶</sup>                  (復旧に重機が必要な場合)                  大規模引受加算5千円/10<sup>㌶</sup>                  (年度内に認定農業者等が1ha以上まとめて引き上げた場合)</p>

<認定農業者農地集積助成金(市)>

<p>【土地要件】 対象農地が市内に存在し、市街化区域外であること                  【人的要件】 借受人が市内に住所を有する認定農業者であること                  【賃借期間】 5年以上の賃借権を設定すること (使用貸借、所有権移転は含まない)</p>		<p>〔初年度のみ交付〕</p>
基本	<p>新規設定1万2千円/10<sup>㌶</sup>                  再設定 6千円/10<sup>㌶</sup></p>	<p>加算                  遊休農地加算6千円/10<sup>㌶</sup>                  (農用地区域内であること、新規設定時のみ)</p>



- 発行日…毎週金曜日
- 購読料…1ヶ月 700円
- 申 込…農業委員会事務局または地区農業委員へ

全国農業新聞を読んでもみませんか!!

農家の経営とくらしに役立つ情報(週刊新聞)をお届けします。

- ① 解説に力点をおいた企画編集とニュース報道!
- ② 農政・農業・農村の動き、問題をタイムリーに!
- ③ 実務情報と経営者マインドで経営に役立つ!
- ④ 読者の心に訴え、ともに考える!
- ⑤ 老若男女が楽しく読める!



広報委員一同

農家の皆様、明けましておめでとうございます。本日ここに「させば農業委員会だより」第18号をお届けすることができました。

昨年は全国的に異常気象が続ぎ、日照不足や大雨、強風による災害が多く発生し農作物に大きな被害を及ぼした年でした。長崎県は少ない被害で済んだことは幸いでした。

今年一年が農家の皆様にとりましてよい年でありますように。

最後になりましたが、取材にご協力頂いた農家の皆様に心から感謝申し上げます。

(広報委員長 西山寛子)

編集後記